

申請期限や申請書の記載方法については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」申請マニュアルをご覧ください。

項番	分類	質問内容	回答
1	対象事業所	いつまでに開設した事業所が支援の対象となるか。	令和2年度に開設された新規事業所も補助対象となります。
2	対象事業所	「地域生活支援事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」は、慰労金の対象となるが、慰労金以外の事業（かかり増し経費補助、在宅サービス事業所における環境整備助成）の対象にはならないということによいか。	お見込みのとおり慰労金のみが対象となります。
3	対象期間	対象期間はいつからいつまでか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までに事業を完了し、指定期限までに実績報告書を提出できるものが対象となります。
4	対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日までの支出が対象と考え、交付決定前の支出や今後、購入を見込む衛生用品を補助対象としてよいか。	お見込みのとおり4月1日の経費から対象となり、購入を見込むものについても対象となります。
5	対象期間	4月1日以降に購入したもののみが対象となるのか。3月までに購入したものであっても、4月以降の感染症対策に使用したものであれば対象となるのか。	4月1日以降に購入（発注）したものが対象となります。
6	対象期間	4月1日以降にかかり増しが発生したとは、「発注」、「納品」、「支払い」のいずれの時期と解釈すべきか。	4月1日以降に購入（発注）したものが対象となります。
7	対象期間	リース費用のリース期限は最大令和3年3月末となるのか。	お見込みのとおりです。
8	対象経費	かかり増し経費について、その経費がかかり増しであることをどのように確認するのか。	新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。
9	対象経費	「かかり増し」か否かについては実績報告の段階で根拠資料が必要になるか。	根拠資料については、実績報告への添付は求めませんが、今後の実地指導や監査等において、関係書類の確認をしますので、必ず整理して各事業所において適切に保管してください。
10	対象経費	平時でも使用する、衛生用品、タブレット、車等の購入に要する費用や、消毒費用・清掃費用等については、感染症対策のための平時以上のかかり増し経費かどうかを、何をもって判断するのか。	感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。
11	対象経費	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してよいか。	「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」は感染症対策を徹底するためのかかり増し経費として、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
12	対象経費	対象経費例として記載されている「タブレット等のICT機器の購入費又はリース費用」とあるが、感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのICT機器や介護ロボットの導入費用は認められるか。	それらの導入が、感染症対策に寄与するものと判断できれば、対象として認められます。
13	対象経費	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入について、空気清浄機も対象に含まれるか。また清浄方法に指定はあるか。	空気清浄機や体温測定器等も対象となります。空気清浄機などの清浄方法に特段指定はありません。
14	対象経費	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入として、紫外線殺菌照射装置は対象となるか。	新型コロナウイルスへの効果が認められる商品は対象として差し支えありません。

項番	分類	質問内容	回答
15	対象経費	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、室内を換気して3密を防ぐための、エアコンの設置、網戸の設置に係る購入経費も対象となるか。	3密対策に有効となるものであれば対象となります。
16	対象経費	「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」について、「増員」とはいつと比較しての増員か。追加的人件費とは当該職員の基本給、手当、ボーナス、社会保険料等、全ての人件費が対象か。	4月1日以降、例えば、新型コロナウイルスへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。
17	対象経費	「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」について、増員される職種は特に限定されていないのか。	職種に限定はありません。
18	対象経費	「面会室の改修」について、社会福祉施設等施設整備費補助の対象となる「多床室の個室化」以外の壁工事等も、本事業の対象となるか。	感染症対策であれば、特に制限はありません。
19	対象経費	「多機能型簡易居室の整備」について ①事務所等のリースに限られるのか。プレハブ等の工事整備等も対象となるのか。 ②その場合、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）の経費も補助対象となるか。	プレハブ等の工事整備等も対象となります。なお、内装関係（家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等）も必要な場合は補助対象となります。
20	対象経費	多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はあるか。	多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているため、それぞれ使用用途により判断いただきたい。
21	対象経費	多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるか。	倉庫として設置することは可能であるが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要がある。
22	対象経費	多機能型簡易居室について 現在、すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能か。	既存施設の改修は本事業の対象外となる。
23	対象経費	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となるか。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となるか。 ③プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外か。	①、②ともに対象となります。 ③は対象外です。
24	対象経費	「自動車（自転車）の購入又はリース費用」について、原動機付き自転車は対象となるか。	対象として差し支えありません。
25	対象経費	自動車のリース費用について、5年リースの費用を一括で支払う場合、一括費用全てが補助対象となるか。按分して、令和2年度末までの費用のみ補助対象とするのか。	リース契約については、令和2年度末の分までが対象となります。
26	対象経費	新規利用希望者等のPCR検査費用は対象となるか。	PCR検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。
27	対象経費	「情報共有のための通信運搬費」は、具体的にどのような経費を想定しているのか。	一般的に新型コロナウイルス感染症が発生した場合においては、関係機関との情報連携が頻繁に行われることを想定し、これにかかる通信費のかかり増し経費も読めるように例示しています。

項番	分類	質問内容	回答
28	対象経費	現在建設中（今年度完成予定）の障害者支援施設に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Wi-Fi設備を導入するため、建設中の工事にWi-Fi設備設置工事を追加してもその設置工事費は対象となるか。	令和2年度に新設する事業所も補助の対象となります。「新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点」から、リモート通信環境整備等に向けたWi-Fi設備設置工事費用については、対象として差し支えありません。
29	対象経費	現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため、車内の換気が出来ない。感染拡大防止のため、新しく自動車を購入したいが対象となるか。また、老朽化している部品や物品の更新により感染拡大防止対策に繋がるのであれば、その経費はかかり増しとして扱ってよいか。	新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。
30	対象経費	障害者支援施設にて、2階以上の窓は転落防止のため数センチしか開閉できない仕様となっている。感染拡大防止のため施設内を換気する目的として、窓を全開出来るように改修し、転落防止格子や柵を設置する工事請負は対象となるか。また、併せて転落防止器具の購入も対象となるか。	対象として差し支えありません。
31	対象経費	障害者支援施設の入所者が新型コロナウイルスに感染して入院し、その後回復され退院できるようになっても、一定期間の健康観察が必要であったり、再陽性となり施設内感染のおそれがある。退院後の健康観察を適切に行う体制を確保するため、新型コロナウイルスによる入院期間中、空床を確保しておくことに要する費用（減収相当額）は対象となるか。	本事業予算においては、感染症防止にかかるかかり増し経費を助成するものであるため、ご要望の費用を対象とすることはできません。
32	対象経費	新規開設事業所において、事業開始が10月1日の場合、9月中に購入したマスクや車も、感染症対策のためのかかり増しと認められれば、補助対象となるか。	新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナウイルスへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、当該費用も対象となります。
33	対象経費	新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期が重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象としてよいか。	対象として差し支えありません。
34	他関連補助事業との関連	「在宅サービス事業所における環境整備への支援事業」と「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」の違いは何か。	在宅サービスにおいては、新型コロナウイルスの影響により環境整備により3密を回避する必要があるため、「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」に加えて「在宅サービス事業所における環境整備への支援事業」を設定しています。
35	他関連補助事業との関連	①「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」及び②「在宅サービス事業所における環境整備への支援事業」で重複する物品等を購入することも可能なのか。例えば、就労移行支援がタブレット等のICT機器を1,000千円で購入した場合、①の助成で265千円（支給上限）②の助成で200千円（支給上限）の計465千円の助成を受けることができる、という解釈でよいか。	①「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」は感染症対策を徹底するためのかかり増し経費として、②「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで左記のとおり助成を行うことが可能です。
36	他関連補助事業との関連	「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併用について、以下の形での申請は可能か。 例) 通所系サービスの従業員が利用者宅に赴き障害福祉サービスを提供するための専用車を購入する場合、「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」で基準額満額の申請を行い、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で基準額満額を申請し、1台の自動車を購入する。	在宅サービス事業所は左記の両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業の対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。左記の方法も可能として差し支えありません。

項番	分類	質問内容	回答
37	基準単価	併設している施設について、どちらでも使用する物品の経費を申請する場合、それぞれの事業所の基準単価内で按分して申請してよいか。	お見込みのとおりです。
38	申請手続き	上限額未済で申請したが、年度内の感染症発生により追加の費用が発生した場合は、再度の申請や変更申請はできるのか。	上限の範囲内であれば再度の申請は可能です。申請様式において、上限額を管理する欄を設けています。
39	申請手続き	同一の事業所において、複数の指定を受けてサービス提供を行っていた場合、サービス種別ごとに上限額まで申請できるということか。	お見込みのとおりです。ただし、多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いてください。また、放課後等デイサービス等において単位分けをしている事業所については、単位ごとに申請することは出来ません。事業所ごとに申請をしてください。
40	申請手続き	障害福祉サービスと介護サービスの両方を行っているが、その場合はそれぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよいか。	障害、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えておりますので、お見込みのとおりです。
41	その他	国保連に登録している銀行口座が債権譲渡されている事業所はどのように申請すればよいか。	障害福祉サービス施設・事業所等における支援金及び慰労金については、国保連に登録している銀行口座が債権譲渡されている場合であっても、電子申請での受け付けにより、登録している銀行口座に振り込むことが可能なため、国保連の電子請求受付システムにより電子申請を行ってください。